平成２７年（フ）第１７号
栃木県小山市西城南３丁目20番地３　クライスヒルⅠ201号、従前の住所千葉県八千代市大和田新田921番地１　エスティーハイム103号
債務者　赤尾　　翼
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第３４１号
横浜市金沢区六浦５丁目１番５号　ソメヤビル304
債務者　今井志津枝
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７４号
静岡県藤枝市大東町860番地　市営大東４号団地11号室
債務者　前嶋美佐子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０８５号
東京都大田区南馬込３丁目37－８－707
債務者　坂下　直子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第５８４０号
神奈川県横浜市都筑区池辺町7001－７－105
破産者　三澤由利子
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０４７号
東京都足立区宮城１丁目６番６号、商業登記簿上の本店所在地東京都荒川区西尾久３丁目11番２号
破産者　岩手精工株式会社
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１１０号
東京都荒川区西尾久３丁目11－２
破産者　岩渕　洋二
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９９６号
東京都文京区大塚５丁目28番７号
破産者　株式会社長塚工務店
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９１２号
東京都港区西麻布２丁目24番36号
破産者　ジェイ・コム株式会社
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９１３号
神奈川県横浜市神奈川区三枚町105　伊東ビル302、開始決定時の住所東京都港区西麻布２丁目24―36　シュロス麻布４Ｆ
破産者　内藤　晴之
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３１８号
東京都板橋区大谷口上町７－２－304、開始決定時の住所東京都板橋区向原２－11－６
破産者　長塚　哲也
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３８０号
東京都板橋区高島平２丁目27－１－406
破産者　安藤　伸一
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３９１号
神奈川県横浜市港南区上大岡東２丁目46－３
破産者　武川きよみ
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０６８９号
埼玉県和光市白子２－20―37―103、住民票上の住所東京都板橋区高島平２丁目29－２－502
破産者　岡田　　孝
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０６９６号
東京都江東区辰巳１丁目４－24―1103
破産者　川島　保之
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８０２号
東京都中野区鷺宮１丁目15―10―103
破産者　鳥羽瀬由樹
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８６６号
東京都葛飾区堀切１丁目14―14―102
破産者　萩谷　次男
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９３３号
東京都小平市学園西町１丁目17－１－524
破産者　藤井　英治
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９６６号
千葉県市川市柏井町２丁目774―10
破産者　佐藤　邦信
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１０４５号
神奈川県横浜市南区中里１丁目５－22
破産者　橋本美佐子
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部